

住宅防音工事促進及び地デジ受信障害対策事業の予算確保と対象地域 の見直しに関する意見書

現在、本市には、普天間飛行場を離発着する航空機等の激しい騒音により、市民生活に大きな支障を来している。

このような中、国は、地域住民に対する騒音被害の緩和措置として「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」に基づいて75W値以上の住宅防音対象区域での住宅防音工事助成や、平成23年度には米軍機飛行に伴う地デジ受信障害調査において対象地域となった野嵩、普天間、新城の3地区の一部地域約2,000世帯にケーブルテレビを利用した地デジ受信障害対策事業の助成を実施してきた経緯はあるが、以前より住宅防音区域指定地域以外においても航空機の騒音激化が問題となっている。

特に、普天間飛行場が街のど真ん中に存在する特異な形状から、市内全域より航空機の騒音に関する苦情が多く寄せられている状況にある。航空機騒音の激しい市域内で同様に騒音被害を受けながら住宅防音工事や地デジ受信障害対策事業の対象とならない世帯が存在するなど、市域内で不公平感を生じさせている。

このようなことから、住宅防音工事助成及び地デジ受信障害対策事業は、基地周辺住民にとって不可欠な施策である。

よって、本市議会は航空機等の騒音被害に対し速やかに住宅防音工事の促進を図るほか、地デジ受信障害対策事業の強化を求めることから下記の事項を要請する。

記

1. 米軍機飛行による騒音障害対策・防音工事対象区域を見直し、防音レベルを考慮した十分な対策を図ること。
2. 住宅防音工事の対象となる住宅について、区域指定告示後に建築された住宅も対象とすること。
3. 米軍機飛行に伴う地デジ受信障害対策（ケーブルテレビ）事業の再開及び対象地域を宜野湾市全域に拡大し、維持管理費等を助成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月28日

沖縄県宜野湾市議会

あて先 防衛大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、沖縄防衛局長